



一般社団法人 名北労働基準協会
労働保険部係長 若井大志
特定社会保険労務士

「はい、こちら企業の労働110番です」
電話の主は、大手製造会社の人事総務担当者さんで内容は次の通りでした。

「当社の子会社へ代表取締役として在籍出向させた労働者が、子会社での業務中に怪我をされました。出向元となる当社、あるいは出向先の企業の

出向代表者の業務災害

労災保険を使って補償を受けることができません」という電話でした。私は「残念ながら、出向の場合、出向先の労災保険の適用となり、そこで代表取締役の場合、労災保険上の労働者としては扱われません。したがって、労働者性は認められず労災保険の適用は受けられません。」

加えて、業務中であるため健康保険も使えず、治療費は自費となります。また、出向元で労働者扱いされる者も

出向先で業務執行権を有する役員は、同様です。ご注意ください」とお話しをしました。

在籍出向とは、出向元

である企業に籍を残したまま、出向先となる他の企業で業務に従事することを指します。この場合、労働者は出向元と出向先の双方で雇用関係が成立し、出向元と出向先の契約等によってそれぞれの労務管理上の責任が決定



されます。通常、出向労働者は出向先の指揮命令下で業務に従事している為、出向先の労災保険の補償対象となります。しかし、今回のケースでは、出向元では労働者ですが、出向先では役員となっているため、出向先の労災

保険を使うことはできません。なお、出向元との関係がなくなり、出向先で雇用契約を締結する移籍出向の場合も、出向先で代表取締役等となった場合は、同様に労災保険の補償対象とはなりません。

ただし、このような場合であっても、労災保険が補償される方法が一つだけあります。それは、「**労災保険の特別加入**」制度です。この制度を利用すれば、労災保険が使えない社長等の会社役員、個人会社の事業主とその同居親族、一人親方（自

営業者）の皆様も、国の労災保険に加入でき、補償がされます。なお「労災保険の特別加入」ができる条件は、50名以下の金融、保険、小売、不動産業、100名以下の卸売、サービス業、300名以下の上記

以外の業種であり、国が認可した労働保険事務組合に事務委託することが必要です。当協会の労働保険事務組合は昭和43年の設立以来、経験豊かなスタッフと関係行政と数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体との密接な連携関係により迅速、確実な事務処理を行い、現在約1400社の事業場に労働保険事務を委託頂いており、定評を得ております。

相談内容のように、労災保険の特別加入をされない状態で事故にあわれた不幸な事例が関連子会社の役員に限らず数多く発生しております。労災保険の特別加入の有無が企業や被災者の家族の生活を左右します。

「労災保険の特別加入」のご検討をしてみたいかがでしょうか。

イラスト・森沢康代

